とができる。このとき、当該供給者は、特定社会基盤事業者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

６．５の規定により報告を受けた特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者に対し、構成設備ごとに構成設備番号を付与しこれを通知するとともに、「構成設備番号」の欄に当該構成設備番号を記載することとし、当該供給者は、当該構成設備に係る情報を経済産業大臣に直接に提出する時は、通知を受けた構成設備番号を併せて示すものとする。

７．構成設備がＩＳＭＡＰの登録を受けているクラウドサービスである場合は、（３）から（６）までの項の記載及び当該構成設備の一部を構成する構成設備に関する記載を省略することができる。

８．（３）の「設立準拠法国等又は国籍等」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

９．（４）の「生年月日」及び「国籍等」の欄に記載する情報及び当該情報に係る第９条第２項第２号に掲げる書類は、構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

10. 届出の日の２月前の日以前に終了した直近の３事業年度のうち、いずれか１の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が 100 分の 25 以上である場合は（５）の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合には「該当なし」に印を付けること。

11. （５）の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、構成設備の供給者が経済産業大臣に直接に提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、経済産業大臣に直接に提出することを報告することとする。

12. ８、９又は 11 の規定により報告を受けた特定重要設備の供給者は、特定社会基盤事業者に対し、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

13. （６）の確認項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

６．特定重要設備の導入に当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置に係る事項

項目		備考
（１）特定重要設備及び構成設備の供給者における製造等の過程で、特定重要設備及び構成設備に不正な変更が加えられることを防止するために必要な管理がなされ、当該管理がなされていることを特定社会基盤事業者が確認できることを契約等により担保している。		
①－１　特定社会基盤事業者は、特定社会基盤事業者等において、特定重要設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたこと※を確認している。 ※　当該特定重要設備の供給者及び当該特定重要設備の構成設備の供給者によって実施されたものを除く。	□	
①－２　特定社会基盤事業者※1は、特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者等において、構成設備に悪意のあるコード等が混入していないかを確認するための受入検査その他の検証体制が構築されており脆弱性テストが導入までに実施されたこと※2を確認している。 ※１　特定重要設備の供給者を通じて確認している場合も含む。 ※２　当該構成設備の供給者によって実施されたものを除く。	□	
②－１　特定社会基盤事業者は、特定重要設備の供給者が特定社会基盤事業者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（特定重要設備に最新のセキュリティパッチが適用されているか否か、不正プログラム対策ソフトウェアを最新化しているか否か等）を導入までに実装したことを確認している。	□	
②－２　特定社会基盤事業者※は、構成設備の供給者が特定社会基盤事業者又は特定重要設備の供給者によって調達時に指定された情報セキュリティ要件（構成設備	□	